

医師、医療機関のみなさまへ

アスベスト（石綿）が原因の「肺がん」の患者さんには、医療費等が支給されます

たとえば「原発性肺がん」であって広範囲の「胸膜プラーク」所見が確認できれば、石綿健康被害救済制度（労災保険等の対象とならない方向け）では、アスベストによる肺がんと認定されます。

認定されると、
医療費のほか、手当（約10万円／月）等

の給付が受けられます。

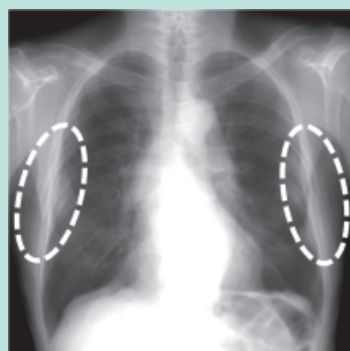
（裏面のその他の判定基準もご覧ください）

Q1 「胸膜プラーク」 とは

アスベストが原因で
胸壁側の胸膜などに
できた限局した肥厚
のことをいいます。



例1) 典型的石灰化胸膜プラーク



例2) 側胸部にみられる非石灰化胸膜プラーク

Q2 「胸膜プラーク」所見が広範囲にあるとは

- 1 胸部エックス線画像により、胸膜プラークと判断できる明らかな陰影
（その陰影が胸部CT画像でも胸膜プラークと確認できる）

あるいは

- 2 胸部CT画像で、左右いずれか一侧の胸壁内側に4分の1以上の胸膜プラーク所見

詳しくは、**環境再生保全機構**の石綿救済相談ダイヤルをご案内ください。

さあ はやく きゅうさい
0120-389-931

受付
時間

10:00～17:00
（土・日・祝・12/29～1/3を除く）

その他のアスベストが原因の「肺がん」の判定基準

「原発性肺がん」であってA・Bのいずれかの場合にも認定されます。

A

胸膜プラーク所見があること
(胸部エックス線画像または
胸部CT画像)



胸部エックス線画像でじん肺法に定め
る第1型以上と同様の肺線維化所見※¹
があり、胸部CT画像においても肺線
維化所見が認められること

B

石綿小体または石綿繊維に有意の所見があること(以下のいずれかの場合)

- 乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体
- 乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5 μ m超)
- 乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1 μ m超)
- 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体
- 複数の肺組織切片中の石綿小体※²

※¹ 両肺野に不整形陰影が少数あり、大陰影がないもの。

※² 複数の肺組織薄切標本において1標本当たり概ね1本以上の石綿小体が認められる必要があります。

次のようなアスベストを取り扱う職業に関わった方などについては、
以上の医学的所見の有無を再度ご確認ください。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 建築物の補修、解体、石綿などの吹き付け | 6 ブレーキライニングなど摩擦材の製造 |
| 2 断熱や保温のための被覆作業、その補修 | 7 1～6の作業場の近くまたはアスベストが |
| 3 船舶、車両の製造、補修 | 使われていた建物に出入り等していたことがある。 |
| 4 スレート板など建築材料の製造、切断 | 8 家族に1～6の職業の者がいた。 |
| 5 石綿紡織製品の製造、使用 | |

認定基準の詳細は、環境再生保全機構発行のパンフレット
「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」をあわせてご確認ください。
機構HP (<https://www.erca.go.jp/asbestos/>) からダウンロードいただけます。

既にお亡くなりになった患者さんについても、ご遺族の方から請求していただくことができます。